

○あわらし市景観条例

平成24年 3 月23日

条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づき、良好な景観の形成等に関し必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が協働で景観形成を推進し、もって豊かな自然景観の保全と美しく魅力ある景観の創造に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- (2) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 煙突、高架水槽、物見塔、記念塔、彫刻、モニュメント、照明灯その他これらに類するもの
 - イ 製造施設、貯蔵施設、運動施設、遊戯施設、太陽光発電施設その他これらに類するもの
 - ウ 垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
- (3) 広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件をいう。
- (4) 建築物等 建築物、工作物及び広告物をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人、法人その他の団体をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策の推進に努めるものとする。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。

3 市は、道路、河川、公園その他公共施設の整備を行う場合には、良好な景観に関する調査、研究等を行うとともに、先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

4 市は、市民及び事業者の景観形成に関する意識を啓発し、景観形成に資する活動の支援に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが景観を形成する主体であることを認識し、景観の形成に関する意識を高めるとともに、互いに協力して、景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動における建築物等が、地域の景観に大きな影響を及ぼすことを認識し、その事業活動に当たっては、良好な景観の形成に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(景観基本計画の策定)

第6条 市長は、良好な景観の形成に関する基本的な方針を明らかにした景観基本計画を策定するものとする。

2 市長は、景観基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を聴く機会を設けるなど市民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、景観基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、第21条に規定するあわら市景観審議会（以下「景観審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

4 市長は、景観基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前3項の規定は、景観基本計画の変更について準用する。

(景観計画の策定)

第7条 市長は、景観基本計画を実現するため、法第8条第1項の景観計画（以下「景観計画」という。）を策定するものとする。

2 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）は、あわら市の全域とする。

3 前条第3項の規定は、景観計画の策定又は変更について準用する。

（景観形成重点地区の指定等）

第8条 市長は、景観計画区域内における次に掲げる地区のうち、良好な景観の形成を重点的に図る必要があると認める地区を景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として景観計画に定めることができる。

(1) 自然と調和した景観を有し、又は形成すべき地区

(2) 歴史的特徴のある景観を有し、又は形成すべき地区

(3) 道路、河川等に沿って特徴のある景観を有し、又は形成すべき地区

(4) 観光地として、一体となった景観を有し、又は形成すべき地区

(5) 農山漁村集落と一体となった景観を有し、又は形成すべき地区

(6) 個性的な住宅地景観を有し、又は形成すべき地区

(7) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成のために特に必要と認められる地区

（景観まちづくり協議会）

第9条 市民は、重点地区における良好な都市景観の形成を推進するため、規則で定めるところにより、市長の認定を受けて、景観まちづくり協議会（以下この条において「協議会」という。）を設立することができる。

2 協議会は、市長に対し、重点地区における景観形成に関する基準について提案をすることができる。

3 協議会は、市長に対し、重点地区の区域の変更又は廃止について提案をすることができる。

4 協議会は、市長に対し、重点地区における景観形成に関する基準の変更又は廃止について提案をすることができる。

5 市長は、協議会に対し、その活動を支援する必要があると認めるときは、技術的な支援その他の措置を講ずることができる。

（届出を要する行為）

第10条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取その他土地の形質の変更
- (2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積
（届出を要しない行為）

第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為（重点地区における行為を除く。）とする。

- (1) 高さ（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築後の高さ）が13メートル以下で、かつ、建築面積（増築にあつては、増築後の建築面積）が1,000平方メートル以下の建築物の新築、増築、改築又は移転
- (2) 高さが13メートル以下で、かつ、建築面積が1,000平方メートル以下の建築物の外観を変更することとなる修繕
- (3) 次に掲げる工作物の新設、増築、改築、移転又は外観を変更することとなる修繕（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築後の高さ又は建築面積の合計）
ア 煙突、高架水槽、物見塔、記念塔、彫刻、モニュメント、照明灯その他これらに類するもので、地盤面からの高さ（建築物と一体になっている場合は、その高さの合計）が13メートル以下のもの
イ 製造施設、貯蔵施設、運動施設、遊戯施設、太陽光発電施設その他これらに類するもので、地盤面からの高さ（建築物と一体になっている場合は、その高さの合計）が13メートル以下で、かつ、築造面積の合計が1,000平方メートル（太陽光発電施設の場合は、パネル面積の合計が500平方メートル）以下のもの
ウ 垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもので、地盤面からの高さが2メートル以下で、かつ、延長が30メートル以下のもの
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為で、同法第29条第1項第2号から第11号までの規定に基づき同項の許可が不要とされるもの

- (5) 区域の面積が1,000平方メートル以下で、かつ、当該行為に伴い高さが3メートル以下又は延長が30メートル以下の法面又は擁壁を生じる前条第1号に規定する行為
- (6) 地盤からの高さが2メートル以下で、かつ、面積が1,000平方メートル以下の前条第2号に規定する行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が景観審議会の意見を聴いて景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める行為

2 重点地区における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 高さが8メートル以下で、かつ、建築面積が100平方メートル以下の建築物の新築若しくは移転又は当該行為に係る建築面積が10平方メートル以下の増築若しくは改築
 - (2) 修繕に係る部分の面積が10平方メートル以下の建築物の外観を変更することとなる修繕
 - (3) 高さが10メートル以下で、かつ、築造面積が500平方メートル以下の工作物の新設又は移転
 - (4) 前号に規定する規模以下で、当該行為に係る築造面積が10平方メートル以下の工作物の増設、改築又は外観を変更することとなる修繕
 - (5) 区域の面積が1,000平方メートル以下で、かつ、当該行為に伴い高さが2メートル以下又は延長が10メートル以下の法面又は擁壁を生じる前条第1号に規定する行為
 - (6) 物件の堆積が2メートル以下で、かつ、当該堆積物の存する土地の区域の面積が1,000平方メートル以下の前条第2号に規定する行為
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が景観審議会の意見を聴いて景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認める行為
- (景観重要建造物の指定等)

第12条 市長は、法第19条第1項の規定に基づき景観重要建造物を指定しようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の指定の標識)

第13条 市長は、景観重要建造物を指定したときは、法第21条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を表示した標識を設置するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 指定の理由となった外観の特徴

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第14条 法第25条第2項に規定する景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該建造物の修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他防災上の措置を講ずること。
- (3) 当該景観重要建造物の焼失を防ぐため、敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該景観重要建造物ごとに定めること。

(景観重要樹木の指定等)

第15条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の指定の標識)

第16条 市長は、景観重要樹木を指定したときは、法第30条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を表示した標識を設置するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要樹木の名称
- (3) 指定の理由となった特徴

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第17条 法第25条第2項に規定する景観重要樹木の良好な景観の保全のための必要

な管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該景観重要樹木の良い景観を保全するため、せん定その他必要な管理を行うこと。
- (2) 当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他必要な措置を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該景観重要樹木ごとに定めること。

(景観形成基準の遵守)

第18条 景観計画区域において、広告物の表示をしようとする者は、景観計画に定められた景観形成に関する基準に適合するよう努めなければならない。

(表彰)

第19条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物等の所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

- 2 市長は、良好な景観の形成を図るための活動を行っているとして認められる個人又は団体を表彰することができる。

(助成等)

第20条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の保存のために必要があると認めるときは、その所有者に技術的な援助を行い、又は保存に要する費用の一部を助成することができる。

(景観審議会)

第21条 法第15条第1項の規定に基づき、景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、あわら市景観審議会（以下「景観審議会」という。）を置く。

- 2 景観審議会は、市長の諮問に応じ、景観の形成に必要な事項を調査し、又は審議するものとする。
- 3 景観審議会は、景観の形成に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 景観審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日条例第29号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月24日条例第24号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月19日条例第22号）

この条例は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に工事に着手する工作物の
新設、増築、改築、移転又は外観を変更することとなる修繕について適用する。